

富士山を学び、守る

富士山憲章は11月18日に
制定10周年を迎えました!!

発行：富士山ボランティアセンター

奇数月15日発行

富士山憲章

ニュースレター

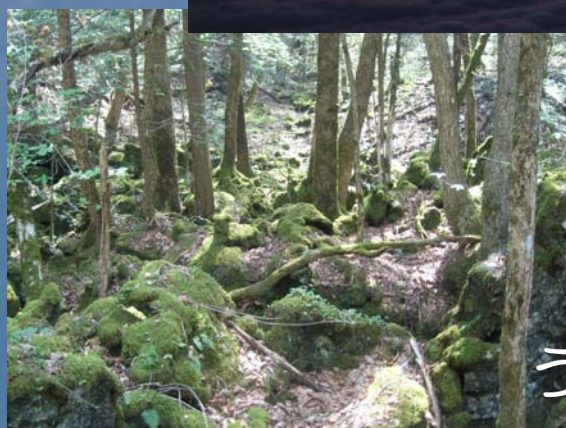
2008.

11

No.90

富士山憲章制定

10周年記念特別号



富士山レンジャーと三村小学校の子供たち

うつくしい富士山を

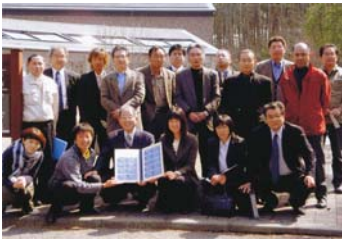
未来の子供たちへ・・・

- 富士山憲章制定10周年によせて
- 富士山憲章10周年記念コーナー
- 富士山ポエム大賞
- 自然のものさし
- 「教えて!ふじさん博士」 -「富士山憲章」って何?-
- 富士山麓を「山歩」しよう -山中湖 大平山-
- 富士山レンジャーレポート -自然保護憲章の系譜と価値-
- ご案内 -富士さんへ謹賀新年・富士山学習支援プログラム-
- お知らせ -富士山関連イベント情報-

1-2頁
3頁
4頁
5頁
6頁
6頁
7頁
8頁
9頁

富士山憲章制定 10周年によせて

富士山憲章制定10周年を記念して、日頃、富士山北麓で活動されている方々からお祝いのお言葉をいただきました。（五十音順、敬称略にてご紹介させていただきます。）



井上洋一(富士山吉田口環境保全推進協議会 会長)

富士山吉田口登山道で山小屋の営業を営んでいる私達は、富士山憲章の四番目の「環境保全のために一人ひとりが積極的に行動しよう。」を実践することが大切と考え各山小屋で取り組んでおります。また協議会としては毎年5月と11月に会員で五合目より下の清掃活動や勉強会を続けております。富士山憲章の一つ一つが富士山を慈しむための言葉と受け止め、この10年間の行動を振り返り、これから先の活動に生かして行きたいと考えています。

長田尚丸(社団法人富士五湖青年会議所 理事長)

私ども社団法人富士五湖青年会議所は、富士北麓地域において約半世紀にわたりボランティア活動やまちづくり運動を展開してまいりました。本年度は、「日本の宝を世界の宝に」をテーマのもと、会員を始め地域住民と共に講演会並びに富士吉田登山道の視察研修等を通し、住民参加型の世界文化遺産登録に向けて様々な運動を展開しております。私ども青年会議所のみで世界文化遺産登録が果たせるとは思っておりませんが、青年としての英知と勇気と情熱を持って地域住民と共に世界遺産登録への気運を高め、富士山を中心としたこの自然豊かな富士五湖地域を、大人の責任として胸を張って後世に引き継いでいくことが必要ではないかと思っております。



陰山大和(富士山五合目周辺公園利用協議会 公園利用指導長)

富士山憲章制定10周年おめでとうございます。山梨県と静岡県が日本の象徴である富士山を永遠に保持するため憲章を制定してこの10年間、富士山は確実に変わってきました。ゴミの山と言われていましたが現在は登山道にもお中道にもゴミはありません。多くの団体や個人が清掃をしながら富士山を楽しんでいる姿が見られます。ダケカンバも、ヒメネズミもきっと喜んでいることでしょう。これからも世界に誇れる富士山のためにご協力をお願いします。

木村 元(環境省富士五湖自然保護官事務所 自然保護官)

富士山憲章制定10周年おめでとうございます。富士山憲章のもと、山梨・静岡両県をはじめ様々な主体による今日までの活動は、後世に富士山を残すという趣旨に大いに貢献されていることと思います。環境省富士五湖自然保護官事務所におきましても関係機関のご協力のもと富士箱根伊豆国立公園富士山地域の山岳環境の美化などに努めてまいりました。今後も連携を図りながら富士山の環境保全を推進していきますのでよろしくお願いいたします。



富士山憲章制定10周年によせて



近藤光一(富士山登山学校ごうりき 代表)

富士山憲章制定10周年を迎えるにあたり、関係する皆様のご尽力に感謝申し上げます。国民的な規模での運動の展開を図っていくことを目的とした憲章も、多くの人々に親しまれ大切にされていると心から感じています。今後更に持続可能な富士山の環境保全の実践的な行動への波及を共に進めていきたいと考えています。未来の子どもたちからの大切な借り物である富士山を、今よりもっとよい状態で返していきたい…。それが私の願いです。

櫻井孝美(画家 富士吉田市在住 「富士さんへ謹賀新年」審査委員長)

富士山に年賀状を出そうという「富士さんへ謹賀新年」という企画があり私はその審査をしている。全国各地から富士山を介して家族や友人にその思いを届けようとお目出度い楽しい画文が届く。それを審査するというのは真に難儀なことである。が、富士山の存在が応募する人にとっては勿論だが日本人の心の拠り所となっていることを強く感じる。その富士山を自由に語ることのできるこの企画により多くより広く全国からの応募を願う。



野口英一(財団法人富士山をきれいにする会 理事長)

富士山憲章制定10周年おめでとうございます。富士山をきれいにする会は発足以来47年にわたり、清掃、植樹活動を通じて、富士山の環境保全活動に取り組んできました。これは富士山憲章の精神とも一致するものです。いつまでも美しく、世界に誇れる富士山であるため、今後も皆さんとともに富士山をきれいにする活動を続けていきたいと考えております。ご協力お願いいたします。

野口 健(アルピニスト (富士山レンジャー名誉隊長))

富士山憲章制定10周年おめでとうございます。山梨県、静岡県をはじめ地元市町村、民間団体の多様な取り組みでゴミ問題やトイレ問題など富士山の環境保全を取り巻く状況はここ数年で大きく変わりました。私もこれまで富士山および青木ヶ原樹海を中心に清掃活動を行ってきましたが大切なのは続けることです。富士山は日本の象徴です。一時的な盛り上がりで終わることなく、「富士山から日本を変える」とコソコソと富士山の保全活動を続けていきたいと思っています。



舟津 宏昭(NPO法人富士山クラブ 理事)

今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組み、後世に引き継いでいくことを決意した富士山憲章と同じく、市民による環境保全実践活動に取り組む富士山クラブも、活動を開始してちょうど10年になります。世界に誇れる富士山のあるべき姿に向かって、多くの方々の熱意と協力のもと、確実に前進しつつあると思います。私たち富士山クラブも、今後も活動を末永く継続させ、少しでも富士山の環境保全に寄与できるよう、富士山憲章とともに歩み続けたいと思います。

三木 廣(NPO法人富士山エコネット 代表理事)

富士山憲章制定と時を同じくして私達はエコツアーを始めました。「心のふるさと富士山」の美しい自然を後世に残すため、若い小中学生を中心に実際に現場でその素晴らしさを体感してもらうためです。富士山の持つ貴重な自然や文化の大切さを次世代を含む多くの人々に理解してもらうことが、より持続的な自然環境の保全に大いに寄与するものと考えます。これからも微力ではありますが、その一翼を担えるよう活動していく所存です。



富士山憲章この10年の取り組み ～山梨県関係～

富士山憲章が制定されてから10年が経ちました。この間に山梨県では、その理念に基づき、さまざまな取り組みが行われてきています。



○主な取り組み

平成11年：富士山憲章山梨県推進会議の設置
平成12年：富士山ボランティアセンターの設立
平成13年：富士山ボランティアのつどい
平成14年：山岳ボランティア富士山クリーン作戦の開始
平成15年：富士山憲章制定5周年記念シンポジウム開催
平成16年：青木ヶ原樹海エコツアーガイドライン策定
富士山麓不法投棄防止ネットワーク(翌年「富士山麓環境美化推進ネットワーク」に改称)開始
平成17年：富士山レンジャーの設置(2名採用)
平成18年：山小屋トイレ整備完了
富士山憲章山麓キャンペーン開始
平成19年：富士山麓環境クリーンアップ事業
平成20年：富士山レンジャー2名増員(4名体制に)

富士山憲章制定10周年記念 「富士山特別学習会」

富士山ボランティアセンターでは、富士山憲章制定10周年を記念して、富士ビジターセンターにおいて「富士山特別学習会」を9月20日(土)及び10月18日(土)の両日午後、開催しました。

両回とも富士山に興味のある方々の参加をいただきました。当日

は大型プロジェクトで富士山に関するミニ映画の鑑賞後、富士ビジターセンター職員による館内展示物の説明、富士山レンジャーによるパソコンを活用した「富士山と環境保全」の講義及び、会場を外に移しての自然観察園でのミニエコツアー、最後に世界遺産推進課富士北麓分室職員による「富士山と世界遺産」の講義が行われました。



どの講座においても参加者の皆さんは熱心に耳を傾け、メモを取り、質疑応答などを行いました。今後もこのような富士山を学ぶ機会を提供していきたいと考えています。

富士山憲章制定10周年記念 「富士山エコトレッキング」

富士山ボランティアセンターでは、富士山憲章制定10周年を記念して、「富士山にゴミを持ちこまない、捨てない、気づいたゴミは拾う」という趣旨のもと、ゴミ拾いをしながら自然を親しむ「富士山エコトレッキング」を紅葉の富士山麓において2回実施しました。

まず、10月25日(土)には山中湖交流プラザ「きらら」をスタートし、紅葉真っ盛りの森やすすきに囲まれた幻想的な道を歩くという《山中湖 ダイヤモンド富士コース》を山中湖村の協力を得て実施しました。天気はあいにくの曇り空となり、高指山や明神山から見えるはずの富士山や、ダイヤモンド富士は見ることはできませんでしたが、参加者はNPO法人富士山自然学校のガイドによる植物や地勢などの解説や富士山レンジャーによる富士山を取り巻く環境問題の解説に熱心に耳を傾けていました。



また、11月1日(土)には忍野村の協力を得て、快晴の秋

空の下、時折見える富士山の見守る中、《忍野八海・鍾山の滝コース》を実施しました。午前中は、忍野八海周辺を歩きながら、ふるさと忍野案内人のガイドによる忍野村の歴史文化や忍野八海の伝説の紹介を行いました。



また、昼食後には富士山レンジャーによる富士山を取り巻く環境問題の解説があり、午後からは富士山噴火のあとをとどめる滝や寄生火山などを巡りながら東海自然歩道を散策していただきました。

今回の「富士山エコトレッキング」では、参加者の皆さんに両コース合わせて計16.6キロのゴミを拾っていただきました。なかには、《山中湖ダイヤモンド富士コース》に参加し、「ぜひ、《忍野八海・鍾山の滝コース》にも参加したい!」と両コース参加してくださった方もおり、参加者の皆さんは富士山麓の魅力をじかに体験し、喜んでいただけた様子でした。富士山ボランティアセンターでは、今後も美しい富士山を未来に残すため、富士山の魅力を体験していただき、自然環境への関心をもっと持っていただけるよう「富士山エコトレッキング」など様々な事業を計画していきますので、ぜひご参加ください。

「富士山ポエム大賞」 入賞作品発表

富士山の自然や歴史文化の尊さ、富士山環境保全への意識をより一層高めるとともに、文芸作品のモデルとしての「富士山」に係る認識を深め、富士山の文化的価値についての理解促進を図るという趣旨のもと、富士山憲章が制定されて10周年を記念し、富士山の美しさや雄大さ、富士山の恵みへの感謝や富士山を守る決意など、富士山に対する想いを表現したポエムを全国から募集しました。359篇の応募があり、なかから塚越文子さんの「富士山が見える」が最優秀賞に選ばれましたのでご紹介します。また、表彰式は平成20年11月18日（火）富士山憲章制定10周年記念フォーラムの席上で行われ、最優秀賞1作品、優秀賞4作品が表彰されました。



最優秀賞	富士山が見える	つかこし 塚越	ふみこ 文子	(埼玉県)
優秀賞	富士山へ	あんどう 安藤	ひでふき 英房	(静岡県)
	物干し竿のむこうで	おおほり 大堀	たかし 卓	(山梨県)
	静かな時間	さいとう 斎藤	ようこ 洋子	(千葉県)
	フジラ	ながやま 長山	えりか 枝里香	(京都府)

最優秀賞

塚越 文子 (埼玉県)

とびつきり冷たい朝だから
きようは富士山がよく見える
驚くほどくつきりと見える
あのお山の向こう側にあるのは
とびつきりの私の故郷だ

そんな富士山の近くにありながら
故郷からは富士山が見えない
南アルプスへと連なる山々が
村をすっきり取り囲んでいて
山また山の峰ばかりが
視界の先を遮っているからだ
幼い日の私にとって富士山といえば
仏間の鴨居に掛かった額絵にある
只々美しいだけの山にすぎなかった
ある日

山仕事に行くという父に連れられて
獣道のような坂を登った
コナラやクヌギの雑木は葉を落し
明い冬の日差しが
黒いスツク靴に射し込んでいた
父は棒つ切りを手にして
この谷川が
あの大きなカヤの木が
ホレ、その窪みが
自分の山と他人との境界の目印だ
などと
白い息を吐きながら話しかける

私はといえば
崩れかけた道の斜面に
ほの青い蠟石の欠片をひろったり
樺の小枝を手折ったり
目白の番いを目で追ったりしながら
息を弾ませていった
突然、先を行く父が足を止めた
慌てて顔を上げると
この眼に飛び込んできたのは
どてっかい富士山の頂だった
果てしない青空を背にして
真っ白に雪化粧したその姿 まるで

白い髪を垂らしたタイダルボッチが
突然ヌーッと覗き込んで来たように
そのあまりにも衝撃的な山頂の姿に
私は立ちすくんだ
父は私の顔を覗きこんで
どうだ、すごいだろうと
満足そうに笑っていた
それが、富士山と私の出会いだった

あれから何度眺めたことだろう
遠足に行った山の上から
静岡の美しい町並みの向こうに
女子高の教室の窓から
昼休みの職場の屋上から
東京に嫁ぐ新幹線の窓から
そして今、
遠く埼玉の地から望めるのは
秩父連山の彼方にみえる
晴れた冬の日の富士山だ

「富士」は「不死」であり
幾多の噴火を繰り返しながら
その高さゆえに、美しさゆえに
永遠の命の象徴として
常に人々のあこがれだった
「福地」と呼んでは豊かさを
「富貴」と呼んでは優しさを
「不慈」と呼んでは厳しさを
「不二」と呼んでは
その美しさに畏敬の念を抱いている
日本列島を眺めて見れば
あまねくお富士さんが翻した
衣の裾であったともいうように
羨望を集めて、夏も冬も
私たちの心を捉えて放さない

富士山には登って見るのがいい
三百六十度パノラマの
雲海の中に立つて見るのがいい
比類稀なる富士山であり続けるため
に
山肌を転がり落ちる火山岩の欠片を
吹き上げ、吹き上げようとするのを
エクボのような雪渓に
天をも恐れぬ先人たちの足跡を
閉じ込めておこうとするのを
穏やかな表情で
己の広げた衣の裾の隅々まで

見守るかのような雄大な富士の姿を
だが恐れよ！
地中に今も眠りつづけている
巨大なマンモスたちが記憶しているのは
激しく吹き上がる噴煙と
灼熱の溶岩を容赦なく降り注いだ
荒々しい山の勇姿なのだ

繰り返し培われた天地の営みと
あらゆる自然の驚異の中で
命が芽生え、命が減び
長く、美しく、哀しく
そして何万年
今、富士山は深い眠りのなかにいる
見つけ出てきたことを
遣り続け、遣り残してきたことを
語るでもなく、騒るでもなく
怒るでもなく、飽くでもなく
ただこんこんと湧き出る命の水を
惜しげもなく与え続け
奥深い樹林にはひっそりと
あまたの生命を宿しているのだ

そんな富士山を、私たちは
心ならずも欺いていないだろうか
恥ずべき行為で報いていないだろうか
謝すべき言葉を忘れていないだろうか
そここに浮かぶ小島の一つを
静まり返った火口にポイと放り込む
そんな恐れを知らぬ大胆不敵を
共に許していないだろうか
そうでなければいい
そうでなければ、富士山もまた
マンモスと共にあった頃のように
のびのびと自由気侖な己に戻りたいなどと
思うこともないだろうか
たぶん

霜枯れた関東平野の彼方に
まさかと思えるほどくつきりと
亡母と同じ名前の山がそびえている
刈田の株根に伸びた、か細い葉に
赤城風の空が吹き渡っていく
だから
あすの朝も美しい富士山が見えるだろう
いや、きっと見える



はかりしれない
富士山の自然(4)



季節の便り



秋ですね。秋といえば「もみじ狩り」ですね。

富士山五合目周辺では、毎年美しい一面のカラマツの黄葉を楽しめます。太陽の光の入り具合により様々な黄金色に光輝く一面のカラマツ林は必見です。毎年10月中旬頃が見頃です。10月下旬から、「もみじ」は、富士山のすそに移動していきます。黄色や赤の色とりどりの「もみじ」、美しいです！どうして葉は黄色や赤に色づくのでしょうか？「黄葉」、「紅葉」に分けて紹介します。

まず、植物は、光合成をします。光合成とは、二酸化炭素と水と光によって植物の養分を作り、酸素を出すことですね。葉緑素（クロロフィル）は、この光合成になくてはならないものです。葉に

は、もともと緑色のクロロフィルと黄色のカロチノイドが含まれています。

寒くなって来るとクロロフィルの活動が弱まり、分解が始まりカロチノイドの黄色い色素が目立ち、黄色くみえる。これが「黄葉」です。

次に「紅葉」の仕組みです。黄葉とは違った変色のしくみが働いています。寒くなってくると、光合成で作られた糖分が枝に運ばれずに、葉の中に留まってしまいます。そこに日光が当たると糖とタンパク質が化学反応を起こして、アントシアニンという赤い色素がつくられます。

これらのふたつ（「黄葉」、「紅葉」）が同時におこることもあります。

秋の夕日に照る山もみじ〜♪幼い頃、歌ったものですね。もみじの美しさが端的に表現されています。すばらしい日本の自然、日本人の感性ですね。



いろいろみてみて



今回は、富士山憲章10周年にちなんで、「紅葉」の色を10種類、紹介したいと思います。

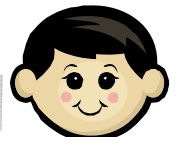
「紅緋（びにひ）」「丹色（にいろ）」「緋色（ひいろ）」「猩々緋（しょうじょうひ）」「紅（くれない）」「唐紅・韓紅花（からくれない）」「今様色（いまよういろ）」「茜色（あかねいろ）」「蘇枋（すおう）」「紅葡萄茶色（びにえびちゃ）」この10色はほんの一握りです。まだまだ「紅葉」を表現した色はあります。

このように多くの色の表現があることから日本人がいかに自然と深い関わりを持って生活してきたか知ることができます。富士山の自然、文化。そして伝統色。その真の価値と共に大切に伝えながら末永く残していきたいものです。



ふじさん博士

「教えて！ふじさん博士」



ふじお

第4回 「富士山憲章」って何？ の巻

博士- やあ、ふじお君こんにちは、11月18日は何の日か知っているかね？

ふじお- わからないですね。何の日なんですか。

博士- 11月18日は富士山にとって、とても大切な記念すべき日なのだよ。10年前の11月18日に山梨県・静岡県によって「富士山憲章」が制定されたのだよ。

ふじお- 「ふじさんけんしょう？」って何ですか。富士山とはどんな関係があるのですか？

博士- 「富士山憲章」は、富士山の豊かな自然や美しい景色を守り、後世に引き継ぐための原点として、山梨県・静岡県によって制定されたのだよ。「富士山憲章」が制定されたことを機に富士山の環境保全の取り組みがどんどん進んでいったのだよ。

ふじお- そうなのですね。では「富士山憲章」にはどんなことが書かれているのですか？

博士- 「富士山憲章」は富士山の特徴を表現し守っていくことを宣言した「前文」と、富士山を守るために一人ひとりが取り組むべきことを示した「行動規範」からなっている。

ふじお- 富士山を守るためには、どんなことを取り組んだらいいのですか？

博士- 「行動規範」はこのニュースレターの最後のページに書かれておる。一度読んでみるといいじゃろう。

ふじお- 一人ひとりが「富士山憲章」の行動規範に書かれているように行動をしたら、いつまでも美しい富士山のままでいるのですね。

博士- そうじゃ、その気持ちが大事だよ。

富士山麓を「山歩」しよう!④

今回は、運が良ければ「逆さ富士」と「ダイヤモンド富士」を拝む事ができる贅沢なコースです。富士吉田駅から40分ほどバスに乗り、車窓から初冬の風景を楽しんだら、山中湖北岸の「親水公園前」バス停で下車します。ちなみにこの公園の一角に今年制定10周年を迎えた『富士山憲章』の理念を記した案内看板がありますので、スタート前に是非ご覧下さい。この辺りは湖面が穏やかな日には「逆さ富士」が見られるポイントです。ここから湖畔の遊歩道を平野方面に10分ほど歩き、県道を渡ります。細い舗装路をさらに10分ほど歩くと大平山ハイキングコースの案内板があります。

所々に小さな道標がありますので安心です（見当たらない場合は必ず元の場所に戻しましょう）。またここでは針葉樹と広葉樹の森の違いも目の当たりにできます。途中林道に出合いますが、直登するコースは一部不明瞭なので右手の林道コースを行います。ゆっくり歩くこと30分で、絶景の大平山山頂に到着します。富士山を正面に仰ぎ見ながら食べるお弁当は、いつもより美味しく感じることでしょう。ここから富士山を左前方に見ながらの稜線歩きですが、下りが続きますので足元の確認をしっかりと！

大平山山頂から大出山方面へ一時間ほど下ると「花の都公園」方面への分岐がありますが、スズメバチ被害による通行止めとなっているため、さらに尾根を下り迂回路に向かいます。舗装路に出て右手に下ると、「花の都公園」の一角に到着です。12月初旬からこの周辺で「ダイヤモンド富士」を眺めることができます。15時頃までにはポイントの確認をしておきましょう、存分に景色を堪能してください、できたら小春日和の日を選んで。

富士吉田駅→40分→親水公園バス停→20分→ハイキングコース入口→50分→大平山→60分→迂回路分岐→30分→花の都公園バス停→26分→富士吉田駅
問合せ先…山中湖村観光課：0555(62)9977



写真：富士山憲章記念板

現場 富士山レンジャー REPORT

第18回

自然保護憲章の系譜と価値

富士山憲章は本年度制定10周年を迎えました。あらためて全文を読み返しますと、富士山と人間社会との関係を再考し、環境保全の必要性和次世代への継承を明確に宣言しており、簡潔な中に崇高な理念を感じます。本稿では、富士山憲章について理解を深めるため、こうした自然保護憲章のルーツに遡り、その歴史と意義を探ってみたいと思います。

自然保護憲章のルーツと時代

自然を守る倫理の指標を「憲章」という形で宣言した始まりは、1972年に制定された「群馬県尾瀬憲章」に遡ることができます。尾瀬は日本の自然保護運動発祥の地といわれ、常に組織的な自然保護活動の先鞭をつけてきました。

一方、1974年には、「自然保護憲章」が制定されています。これは、国民総意の自然保護に関する倫理的指標として、全国を対象として制定された憲章です。

このように、70年代中ごろまでに主な自然保護憲章が制定されていますが、その背景にはダイナミックな社会情勢の変化があります。1970年初頭は、高度成長も一段落し、その負の側面である公害が深刻化しました。ローマクラブによるレポート「成長の限界」が発表されたのが1972年で、地球規模での環境問題が認識されるようになったのもこの時期です。

自然保護分野においては、原生自然のコア地域を貫く観光道路に代表される大規模開発が相次いで計画され、この反対運動を契機に市民による自然保護活動が成立します。同時に国民の余暇の拡大にともない、国立公園のゴミ問題や混雑、渋滞などいわゆるオーバーユース問題が認識されるようになりました。「私たちの生存の基盤は自然環境にあり、人間活動がそれを脅かし、破壊しつつある」という認識が国民レベルで実感をもって広がったのがこの時代と言えるでしょう。

自然保護憲章を読む

先に紹介した、さまざまな憲章の特徴をまとめたのが表1です。最も代表的と考えられる「自然保護憲章」は、約35年前に制定されたとは思えないほど先駆的で、自然保護に関わるものには必読の内容といえます。その前文においては、自然の価値の本質がそのシステム(生態系)にあると指摘し、資源の浪費や奔放な人間活動は生命の存続そのものを危機的なものにするという反省を踏まえ、自然をとうとび、その調和を乱すことなく節度ある利用を行うべきだと訴えています。

富士山レンジャーとは？

- (1)来訪者等に対する利用マナーについての普及啓発及び指導、富士山の自然等についての解説
- (2)植物等の不法採取やゴミの不法投棄の不正行為に対する監視及び是正指導
- (3)指導標、案内板などの自然公園施設の点検
- (4)その他知事が必要と認める業務

等を業務とする、山梨県独自の制度です。現在、4名が富士山北麓地域において各種活動を行っています。

本文においては、9条の条文が定められていますが、現代の環境問題にも直接繋がる条項が多く、その先見性に驚かされます。例えば、開発にともなう総合的配慮の必要性(3条)は環境アセスメントという概念で説明でき、環境影響評価法として制度化されています。あらゆる年齢層、機会における環境教育の必要性(4条)は、2003年に制定された環境教育推進法の目的とすることです。自然再生や復元の必要性(5条)も過去に失われた自然を取り戻すことを目的とした自然再生推進法に結実しています。また、環境分野における国際協力の必要性(9条)は地球環境問題が深刻化する現代にこそ、その必要性が理解できます。

「富士山憲章」の意義と価値

こうした憲章は、あくまで理念や規範の宣言であり、なんらの強制力も罰則もなく実効性に欠ける、絵空事に過ぎないという批判もあります。しかし、現状の問題に警鐘を鳴らし、広く知らしめ、目指すべき「あるべき姿」の理念やイメージを示すことの意義は小さくないはずです。先の自然保護憲章においても、公害の蔓延する制定当時は、崇高な理念こそあれ実効性の乏しいものと写ったでしょう。しかしながら、30年以上の時を経て社会は変わり、憲章の理念は具体的な制度となりました。社会の変化は多くの人々が共通のイメージや理想を共有することから始まるのではないのでしょうか。

富士山憲章は、長い富士山の歴史からみれば、まだまだ若い存在とはいええます。しかし、この10年を振り返っても、富士山の環境は大きく変化しました。「富士山は、人間社会を映し出す鏡」であるという富士山憲章の指摘はもっともです。ゴミやトイレに代表される富士山の環境問題は、古く江戸時代から指摘されていたといえます。それが、近年解決に向けて大きく前進したのは、富士山憲章に代表される環境保全の理念が多くの人々に共有されたからにほかなりません。

複雑で混沌とした現代でこそ、富士山憲章は確かな羅針盤として重要な意義をもつはずです。次の10年を富士山憲章の理念と共にイメージしてみようではありませんか。

表1 主な自然保護憲章とその比較

	群馬県尾瀬憲章	自然保護憲章	知床憲章	富士山憲章
制定年	1972年(昭和47年)	1974年(昭和49年)	1974年(昭和49年)	1998年(平成10年)
制定主体	群馬県	国民会議	羅臼町・斜里町	山梨県・静岡県
対象地域	尾瀬(特に高層湿原)	全国の自然	知床国立公園	富士山
特徴	○日本初の自然保護憲章 ○原生自然・学術的価値を評価	○各界代表の総意による制定 ○生態系の価値とその調和を重視 ○時代を先取りした先駆的な条文	○国立公園制定10周年を記念し制定 ○複数自治体による制定	○自然と共に文化的価値を評価 ○国民の財産として幅広い参加による保全を提唱

富士山憲章制定10周年記念「富士さんへ」環境学年全国募集

富士山憲章制定10周年を記念して、富士山の環境保全に向けた私達の意識や関心を高め、美しい富士山を将来にわたって、守り引き継いでいく気運を醸成するため、富士山にあてた年賀状を全国から募集します。

応募資格:どなたでも応募できます。

募集期間:平成20年12月8日(月)～平成21年1月20日(火)必着

募集内容:官製ハガキ又は、同サイズの私製ハガキの裏に、富士山のイラストを描き、富士山にむけたメッセージを書き添えた「富士山」宛の年賀状



昨年度最優秀賞
戸田久美さんの作品

審査員:櫻井孝美氏(安井賞受賞画家 富士吉田市在住)他

協力:富士吉田郵便局

応募方法:郵便番号、住所、氏名、年齢、職業(学校・学年)、電話番号、公募を知った情報手段を明記(※必須)の上、郵送。



賞:最優秀賞1点: 20,000円商品券
審査員特別賞2点: 5,000円商品券
優秀賞12点: 2,000円商品券
入選(上記15点を含む)200点程度: 記念品

結果発表:平成21年2月6日(金)に、富士山ボランティアセンターホームページに入賞作品を掲載予定。入選者には、賞品の発送と併せてその旨通知。

※応募・問い合わせは富士山ボランティアセンターまで

富士山環境学習支援プログラム

富士山環境学習支援プログラムとは？

多くの人が富士山とふれ合い、知識を深め、富士山を愛する心や環境保全の意識を育むことを目的として富士山ボランティアセンターが実施する教育支援事業です。謝礼や交通費は一切必要ありません。

プログラムの特徴

1 目的によって選べる3つのプログラム

「体験型学習」「環境学習会」「出張講座」の3つのプログラムを用意。正課の授業や課外活動などにも幅広く対応できます。

2 専任スタッフによる講義・解説

富士山の環境保全に現場で取り組む富士山ボランティアセンター職員や富士山レンジャーが講師として対応。富士山の環境保全の今が学べます。

3 柔軟で細やかな対応

テーマや進行については担当教員とじっくり相談して決めます。学校の教育課程や目的・ねらいに沿った効果的な学習会を実施いたします。

ご利用にあたって

対象 児童・生徒・学生・一般
実施日 原則平日(年末年始を除く)
※業務等の都合により実施できないことがあります
実施時間 9:30～16:30の時間帯での実施
受講料 無料

申し込みについて

①原則として1か月前までに富士山ボランティアセンターまでお電話にて問い合わせください。
②希望プログラム・実施日・時間・内容について相談のうえ決定。予約確定後、申し込み書を送付いたします。
*打合せ・下見等が必要になる場合がございます
*スケジュールの都合からご希望に対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



富士山関連イベント情報

学ぼう

○「富士山自然ガイド・スキルアップ・セミナー」
富士山の自然に関するインタープリテーションに
役立つ科学的基礎知識を学ぼう。

第1回「実施研修：青木ヶ原溶岩」

開催日：平成20年12月7日（日）定員45名

受付時間：9:00 山梨県環境科学研究所集合

講義と現地視察：9:30～16:00

第2回「種と種の関係：動物－動物、動物－植物、植物－動物」

開催日：平成20年12月20日（土）

受付時間：12:30

セミナー：13:00～16:00

開催場所山梨県環境科学研究所多目的ホール

受講料：無料

問い合わせ：山梨県環境科学研究所

総務課 TEL0555-72-6211

○歴史民俗博物館企画展「身禄の聖物」
富士山信仰中興の祖とされる食行身禄の遺品で
ある「聖物」をはじめとした貴重な資料の公開

開催期間：平成20年12月14日（日）まで

開催会場：富士吉田市歴史民俗博物館 企画展示室

観覧料：大人300円、小中学生・高校生150円（土曜日は小
中学生・高校生無料）

開館時間：9:30～17:00（入館は16:30まで）

休館日：火曜日

問い合わせ：富士吉田市歴史民俗博物館

TEL0555-24-2411

体験しよう

○木の香りのキャンドルづくり
植物より抽出される香りを利用したロー
ソク作りを通して、フィトンチッドなどについて理解
を深めよう。

開催日時：平成20年12月20日（土）10:00～12:00

会場：山梨県環境科学研究所会議室

対象：県内在住・在勤の高校生以上

参加料：無料

定員：30人

申込締切：定員になり次第締切

問い合わせ：山梨県環境科学研究所

TEL0555-72-6203

楽しもう

○「富士山・火山写真展」
「人と自然の共生」をテーマに富士山や世界の火
山を写真やパネルで展示。

開催期間：平成20年12月6日（土）～平成21年3月8日（日）

開催時間：9:00～16:30

開催場所：山梨県環境科学研究所 本館1階ホール

入場：無料

問い合わせ：山梨県環境科学研究所

TEL0555-72-6203

富士山憲章

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日 山梨県・静岡県

富士山憲章は、富士山の自然環境の保全の理念や行動規範を示し、環境保
全の実践活動と呼びかけ、国民的な規模で、運動の展開を図っていくことを目
的としています。

発行：富士山ボランティアセンター

TEL: 0555-20-9229

FAX: 0555-72-4114

富士河口湖町船津丸尾6663-1
（山梨県立富士ビジターセンター内）

E-mail: fujisan@eps4.comlimk.ne.jp

本誌のバックナンバーの紹介、メルマガの登
録は「富士の国やまなし観光ネット」へ！

http: www.yamanashi-kankou.jp/fujisan3776

富士山ボランティアセンターは、富士山の環境保
全活動を推進するための活動拠点であり、富士山憲
章山梨県推進会議（山梨県と地元市町村等から構成
される）によって運営されています。